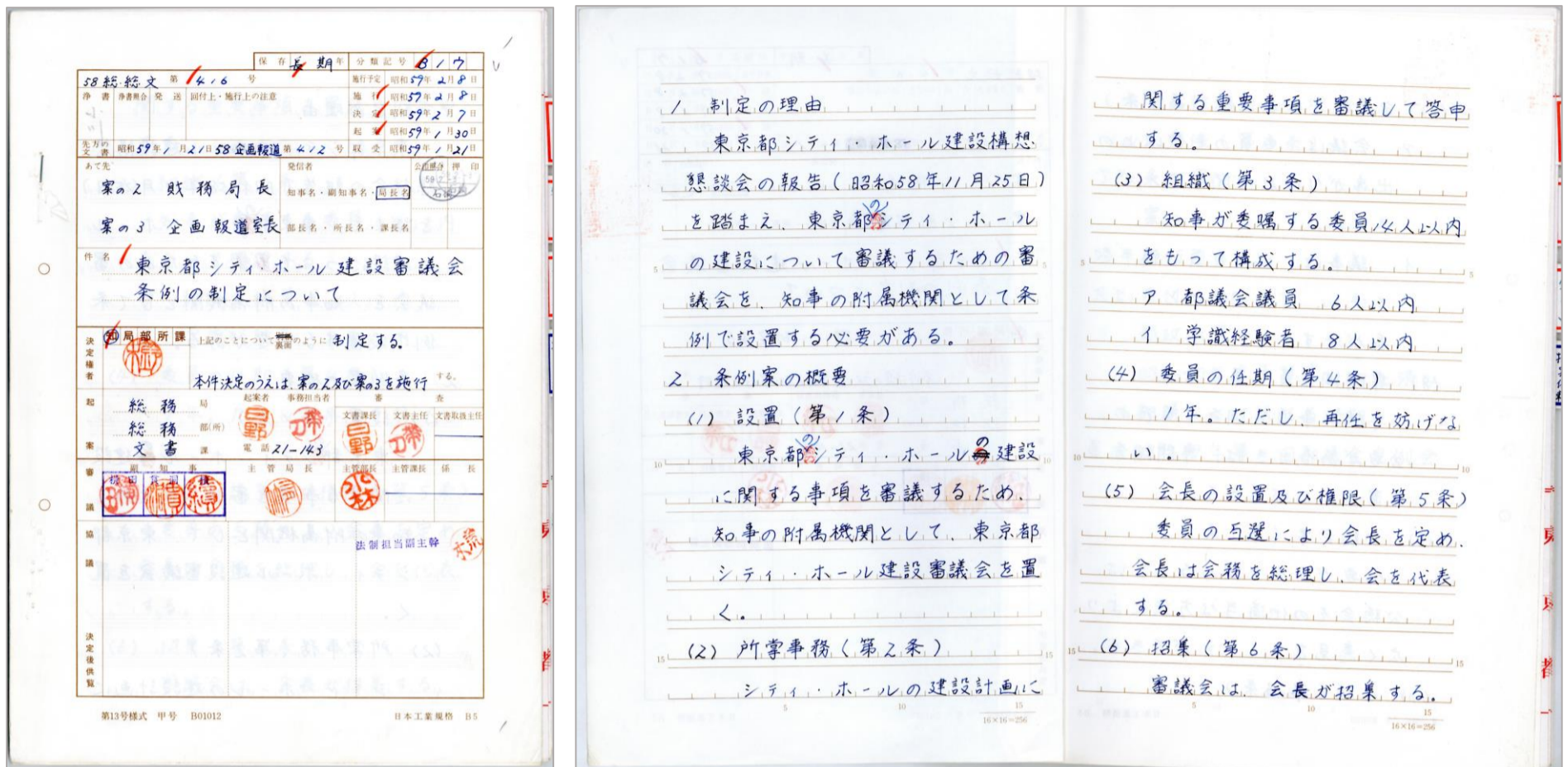


東京都シティ・ホール建設審議会の設置

昭和 58 年(1983)



「東京都シティ・ホール建設審議会条例の制定について」昭和 58 年(1983)
(請求番号:ク404. 40. 02)

東京都シティ・ホール建設審議会条例が制定された際の起案文書です。

昭和 58 年(1983)11 月に提出された東京都シティ・ホール建設構想懇談会の報告を受け、都はシティ・ホール建設を本庁舎の移転問題を含む重要な課題と位置づけ、昭和 59 年4月に条例に基づき東京都シティ・ホール建設審議会を設置しました。

審議会は会長を大来三武郎^{おおきたさぶろう}とし、都議会議員6人、学識経験者8人により構成されました。「本庁舎建設審議会答申」と「シティ・ホール建設構想懇談会報告」を検討素材として、シティ・ホールの機能、規模、立地などについて審議を重ね、同年 12 月に答申を提出しました。

この答申で、本庁行政機能を一元化し、都民ホールは別に立地させることが示唆されたほか、立地については、丸の内・新宿地区どちらの優位性も断定し難いため、知事の判断に委ねるとされました。